

第1回（仮）国道357号社会実験推進協議会

日時 : 平成16年9月2日（木） 15時
場所 : 千葉県自治会館 大ホール

議 事 次 第

司会 : 千葉県 県土整備部 道路計画課

1. 開会
2. 協議会会則及び事務局運営規定の承認について…… <資料1>
3. 会長挨拶
4. 出席者紹介
5. 議事
 - (1) 社会実験の概要について …………… <資料2>
 - (2) 社会実験実施要領（案）について …………… <資料3>
6. その他
7. 閉会

第1回 国道357号社会実験推進協議会 出席者名簿

学識経験者

	所属	役職
会長	日本大学	名誉教授

道路利用者

	所属	役職
	(社)千葉県商工会議所連合会	事務局次長(代理出席)
	船橋市臨海工業地区連絡協議会	勤労課長(代理出席)

関係行政機関

	所属	役職
	市川市 建設局 道路交通部	部長
監事	船橋市 道路部	部長
	習志野市 都市整備部	部長
	国土交通省 関東地方整備局 道路部	道路企画官
監事	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	所長
	国土交通省 関東地方整備局 東京湾岸道路調査事務所	副所長(代理出席)
	日本道路公団東京建設局 建設第一部 企画調査課	課長
	日本道路公団東京管理局 東局 営業部 営業企画課	営業企画課長代理(代理出席)
	日本道路公団東京管理局 東局 保全部 保全企画課	交通技術課長(代理出席)
	日本道路公団東京管理局 千葉管理事務所	所長
事務局長	千葉県 県土整備部 道路計画課	課長
	千葉県 県土整備部千葉地域整備センター	所長
	千葉県 県土整備部葛南地域整備センター	所長

国道 357 号社会実験推進協議会 会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第1条 本会は「国道 357 号社会実験推進協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、国道 357 号の交通車両を並行する東関東自動車道湾岸市川インターチェンジから湾岸習志野インターチェンジ間に転換することにより、朝夕を中心とした交通渋滞を緩和するとともに、沿道環境の改善を図るための施策等について検討を行うことを目的に、有料道路の料金割引による社会実験（以下、「社会実験」という。）を実施することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次にあげる事業を行う。

- （ア）社会実験の事業計画に関すること。
- （イ）社会実験の実施に関すること。
- （ウ）有料道路事業者との協定に関すること。
- （エ）その他、社会実験に関し必要な事項に関すること。

第 2 章 経費及び会計

（経費）

第4条 協議会の事業実施に要する経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- （1）受託金
- （2）負担金
- （3）その他の収入

2 上記（2）負担金は地方自治体である千葉県及び関係市による。

（資産の管理）

第5条 協議会の資産の管理等は、事務局長がこれを行う。

（会計年度）

第6条 協議会の会計年度は、平成 16 年 9 月 2 日に始まり、翌年 3 月 25 日に終わる。

（事業計画・予算及び決算）

第7条 協議会の事業計画及び収支予算は、協議会の決議により定め、収支決算は、監事の監査を経て、協議会の承認を得なければならない。

（会計に関し必要な事項）

第8条 協議会の会計に関し必要な事項はこの規約に定めるもののほか、会長が別に定める。

第3章 組織

(構成)

- 第9条 協議会は、会長、委員（以下「委員等」という。）ならびに監事をもって構成する。
- 2 会長は学識経験者をもって充てる。
 - 3 委員は、別表第1に掲げる組織所属する者をもって充てる。
 - 4 監事は、船橋市役所道路部長及び国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長をもって充てる。
 - 5 協議会に作業部会をおき別表第2に掲げる者により構成する。
 - 6 作業部会は、社会実検の実施に関する具体的な企画、方針等について作業する。

(会長及び監事の職務)

- 第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

- 第11条 委員等及び監事の任期は、協議会の目的が達成されたときまでとする。

第4章 協議会

(会議)

- 第12条 協議会は必要に応じて会長が召集する。
- 2 会議の議長は会長が当たる。
 - 3 会議は次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 協議会の開催及び運営に関する基本的事項に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - 4 議会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員等以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専決処分)

- 第13条 会長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、第12条第3項各号に掲げる事項について、これを次の協議会において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

- 第14条 協議会の事務を処理するため、千葉県県土整備部道路計画課内に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長は、千葉県県土整備部道路計画課長の職にあるものとする。
 - 4 その他の職員は事務局長が任免する。
 - 5 事務局に関し必要な事項は、この会則及び事務局運営規定に定める。

第5章 会則の改正及び解散

(会則の改正)

第15条 この会則は、協議会の議決を経て改正することができる。ただし、軽微な内容の改正については、会長が決定することができる。

(解散)

第16条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

第6章 その他

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、平成16年9月2日から施行する。

国道 357 号社会実験推進協議会 委員名簿

< 学識経験者 >

	所 属	役 職
会長	日本大学	名誉教授

< 道路利用者 >

	所 属	役 職
	千葉県商工会議所連合会	事務局長
	船橋市臨海工業地区連絡協議会	会長

< 関係行政機関 >

	所 属	役 職
	市川市 建設局 道路交通部	部長
監事	船橋市 道路部	部長
	習志野市 都市整備部	部長
	国土交通省 関東地方整備局 道路部	道路企画官
監事	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	所長
	国土交通省 関東地方整備局 東京湾岸道路調査事務所	所長
	日本道路公団東京建設局 建設第一部 企画調査課	課長
	日本道路公団東京管理局 東局 営業部 営業企画課	課長
	日本道路公団東京管理局 東局 保全部 保全企画課	課長
	日本道路公団東京管理局 千葉管理事務所	所長
事務局長	千葉県 県土整備部 道路計画課	課長
	千葉県 県土整備部千葉地域整備センター	所長
	千葉県 県土整備部葛南地域整備センター	所長

< オブザーバー >

	所 属	役 職
	首都高速道路公団 東東京管理局 保全部 調査課	課長

国道 357 号社会実験推進協議会 作業部会名簿

< 関係行政機関 >

	所 属	役 職
	市川市 建設局 道路交通部 交通計画課	課長
	船橋市 道路部 道路建設課	課長
	習志野市 都市整備部 都市計画課	課長
	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 調査第一課	課長
	国土交通省 関東地方整備局 東京湾岸道路調査事務所 計画課	課長
	日本道路公団東京建設局 建設第一部 企画調査課	調査役
	日本道路公団東京管理局 東局 営業部 営業企画課	課長代理
	日本道路公団東京管理局 東局 保全部 保全企画課	課長代理
	日本道路公団東京管理局 千葉管理事務所 営業課	課長
部会長	千葉県 県土整備部 道路計画課 高速道路促進室	副技監(兼)室長
	千葉県 県土整備部千葉地域整備センター 調整課	課長
	千葉県 県土整備部葛南地域整備センター 調整課	課長

< オブザーバー >

	所 属	役 職
	首都高速道路公団 東東京管理局 保全部 調査課	課長補佐

国道 357 号社会実験推進協議会 事務局運営規定（案）

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この規定は、国道 357 号社会実験推進協議会会則(以下「会則」という。)第 14 条第 5 項の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 事務局

（事務局の事務）

第2条 事務局は、国道 3 5 7 号社会実験推進協議会に関する一切の事務を処理する。

（職員）

第3条 事務局に事務局長、局長代理、事務局職員をおく。

2 事務局長は、千葉県県土整備部道路計画課長、事務局長代理は千葉県県土整備部道路計画課高速道路促進室長をもって充てる。

3 事務局職員は、事務局長が任免する。

4 第 1 項に定める職員のほか、必要に応じて臨時職員を置くことができる。

（職務）

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局員を統括し、職員を指揮監督する。

2 局長代理は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、所管の事務を掌握し、職員を指揮監督する。

3 職員は上司の命を受け、担当事務を処理する。

（代理）

第5条 事務局長に事故あるときは局長代理が、局長代理に事故あるときは、事務局長が指名するものがその職務を代理する。

（臨時職員の任免）

第6条 事務局運営規定（以下「規定」という。）第 3 条第 4 項に掲げる職員の任免は、事務局長が行なう。

第 3 章 事務局員の服務等

（事務局職員の服務）

第7条 会則第 14 条第 1 項に掲げる職員の服務については、千葉県職員に係る服務の規定を準用する。

（事務局職員の給料及び手当等）

第8条 規定第 3 条第 4 項に規定する臨時職員の賃金等の額及び支給方法については、千葉県の例を準用する。

第4章 決裁

(用語の定義)

第9条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事案について、最終的に意思を決定することを言う。
- (2) 専決 事案について、常時会長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 事案について、会長または専決権者が不在の時に、そのものに代わって決裁をすることをいう。

(会長の決裁事項)

第10条 会長は、次の各号に掲げる事項について決裁する。

- (1) 協議会の招集
- (2) 協議会の承認を要する事項に関すること。
- (3) その他、協議会の運営に関し重要な事項。

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長は、次の各号に掲げる事項について決裁する。

- (1) この規定のうち軽微なもの。
- (2) この規定に基づく諸細則の制定。
- (3) 国道 357 号社会実験推進協議会に係る諸規則の制定。
- (4) 国道 357 号社会実験推進協議会に係る申請、通知、報告及び届出等の事務処理に関すること。
- (5) 業務の委託の決定及び契約に関すること。
- (6) 物品（備品を含む）の購入、借り受け等の決定及び契約に関すること。

(専決事項の特例等)

第12条 前条の規定に定めのないものであっても、その内容により専決することが適当であると認められるものは、前条の規定に準じて専決することができる。

(代決)

第13条 会長が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

- 2 事務局長が不在の時は局長代理がその事務を代決する。

第5章 文書の取り扱い

(原則)

第14条 事務は、文書によって処理することを原則とする。

(取り扱い年度)

第15条 文書の取り扱い年度は、会則に定める事業年度とする。

(文書主任)

第16条 事務局に文書主任を置く。

- 2 文書主任は、局長代理が事務局職員のうちから命じる。
- 3 文書主任は、事務局の文書事務について指導を行なう。

(文書の取り扱い)

第17条 事務局の文書等の取り扱いについては千葉県のを準用する。

(文書の起案及び回議)

第18条 上司の決裁を要する議案は回議しなければならない。

- 2 回議書は、当該事案に係る職員、局長代理、事務局長、会長の順にその決裁権者まで回議する。

(文書の記号番号)

第19条 文書記号は「国社実」とし、文章番号は「第 号」を付して、文書記号番号とする。

第6章 公印

(公印の種類)

第20条 協議会で使用する公印の種類及び使用範囲は、別表1のとおりとする。

第21条 前条で定める公印は、事務局職員が保管する。

第7章 財務および会計

(予算の執行)

第22条 予算の執行は、事務局長が専決するものとする。

(出納員)

第23条 事務局長に出納員を置く。

2 出納員は事務局長が任免する。

3 出納員は、推進協議会に属する金銭及び物品の出納並びに会計事務を行なう。

(出納閉鎖)

第24条 出納は平成17年3月25日に閉鎖する。

ただし、平成17年3月25日以前に実行委員会が解散するときは会長が出納閉鎖の日を別に定める。

(指定金融機関)

第25条 現金による出納は、会長が指定する金融機関を通じて行なう。

(決算案の作成)

第26条 事務局長は、出納閉鎖後、速やかに決算案を作成し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、決算案の提出を受けたときは、これを審査のうえ、監事の監査に付さなければならない。

(財務及び会計に関し必要な事項)

第27条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は事務局長が定める。

第8章 雑則

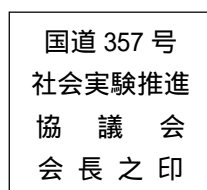
(その他)

第28条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

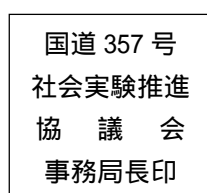
この規定は、平成16年9月2日から施行する。

1. 国道 357 号社会実験推進協議会会長の印



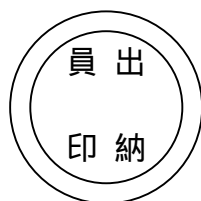
21mm×21mm

2. 国道 357 号社会実験推進協議会事務局長の印



21mm×21mm

3. 国道 357 号社会実験推進協議会事務局出納員の印



内径 10mm、外径 18mm

第1回

国道357号社会実験推進協議会

－ 社会実験の概要について －

平成16年9月2日



目次

1. 実験地域の道路交通の現状 P2

- 1-1. 実験地域の位置
- 1-2. 主要道路の交通状況
- 1-3. 高速道路の交通分担率
- 1-4. 首都高速道路の利用実態

2. 国道357号の抱える道路交通問題 P7

- 2-1. 国道357号の交差点の渋滞
- 2-2. 国道357号の旅行速度
- 2-3. 国道357号の渋滞損失額
- 2-4. 国道357号の騒音の状況

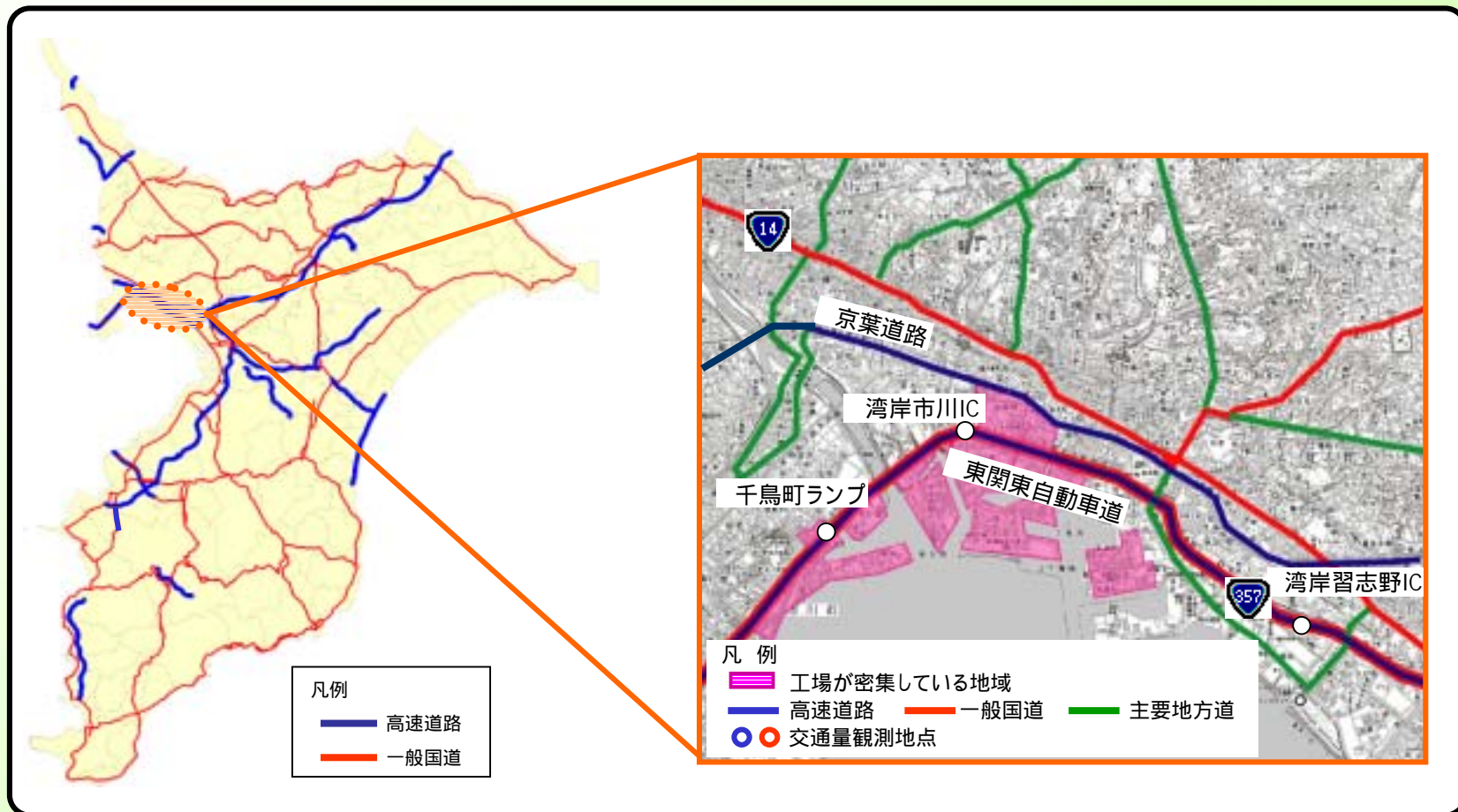
3. 社会実験の目的と実施内容(案) P12

- 3-1. 実験地域の道路交通の抱える課題と解決方策について
- 3-2. 社会実験の目的と実施内容(案)
- 3-3. 社会実験全体スケジュール(案)

1. 実験地域の道路交通の現状

1-1. 実験地域の位置

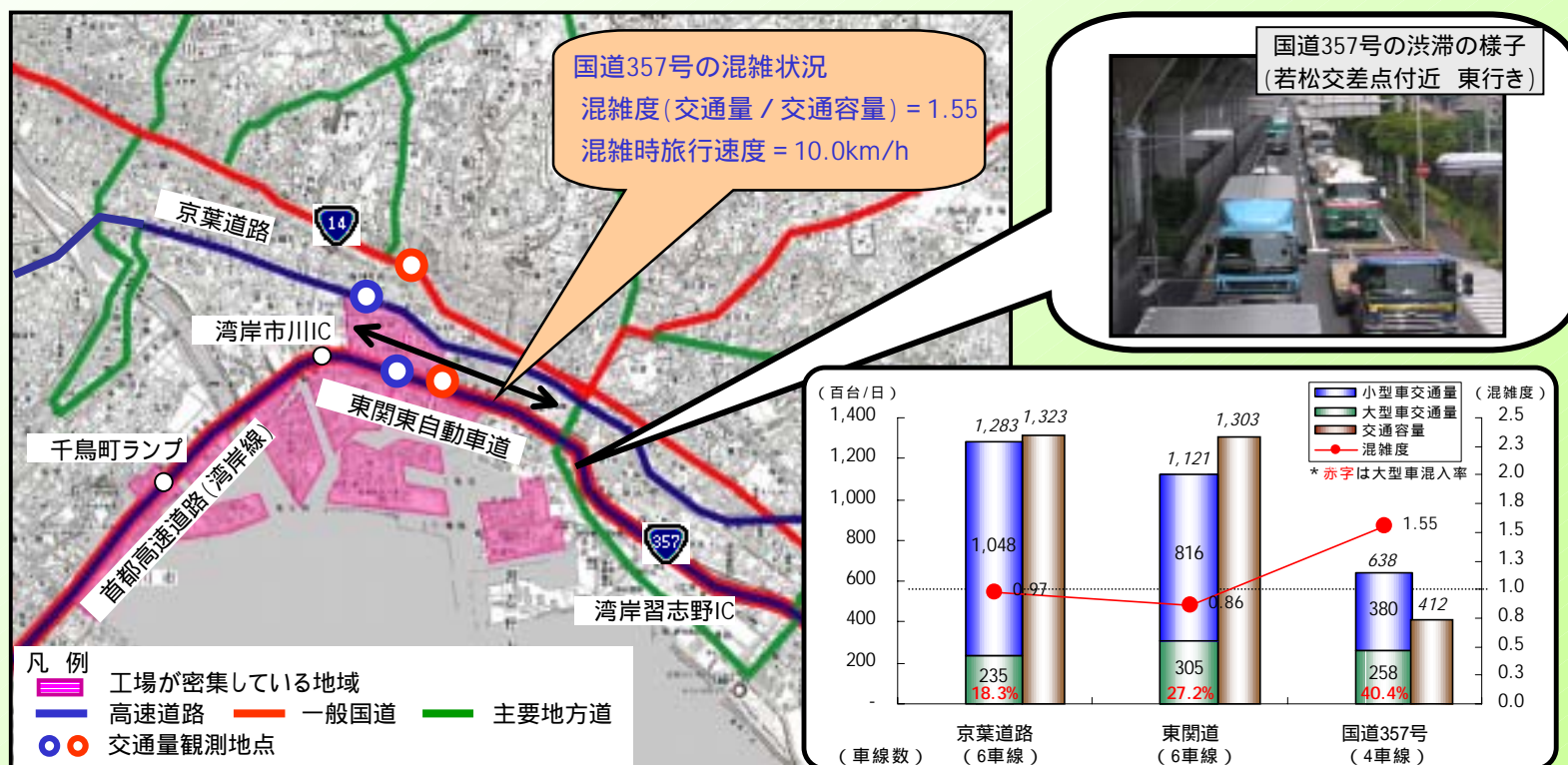
実験地域は、東京23区と隣接した千葉県北西部の湾岸地域に位置する。



1-2. 主要道路の交通状況

国道357号は、交通量約6.4万台/日と多くの交通を処理しており、特に**大型車の割合が約4割**であり周辺の主要道路に比べ大型車混入率が高い。

国道357号は、交通量が交通容量を超過、**旅行速度は約10km/h**と混雑している。

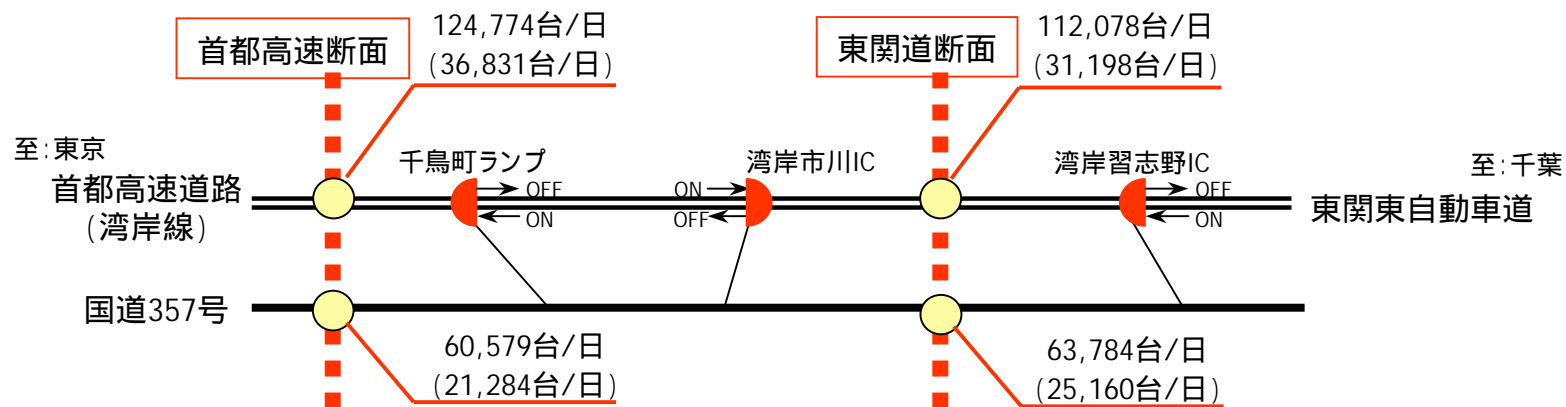


* 平成11年度全国道路交通情勢調査(国土交通省)結果による。

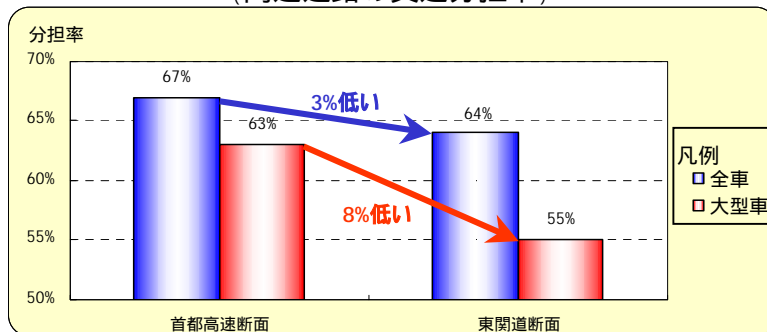
* この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平16総複、第292号)

1-3. 高速道路の交通分担率

湾岸市川IC～湾岸習志野IC間の高速道路分担率は、首都高速断面に比べて低い。
(特に大型車交通の分担率が低い)
 国道357号の混雑の一因として、高速道路利用率の低さが考えられる。



(高速道路の交通分担率)



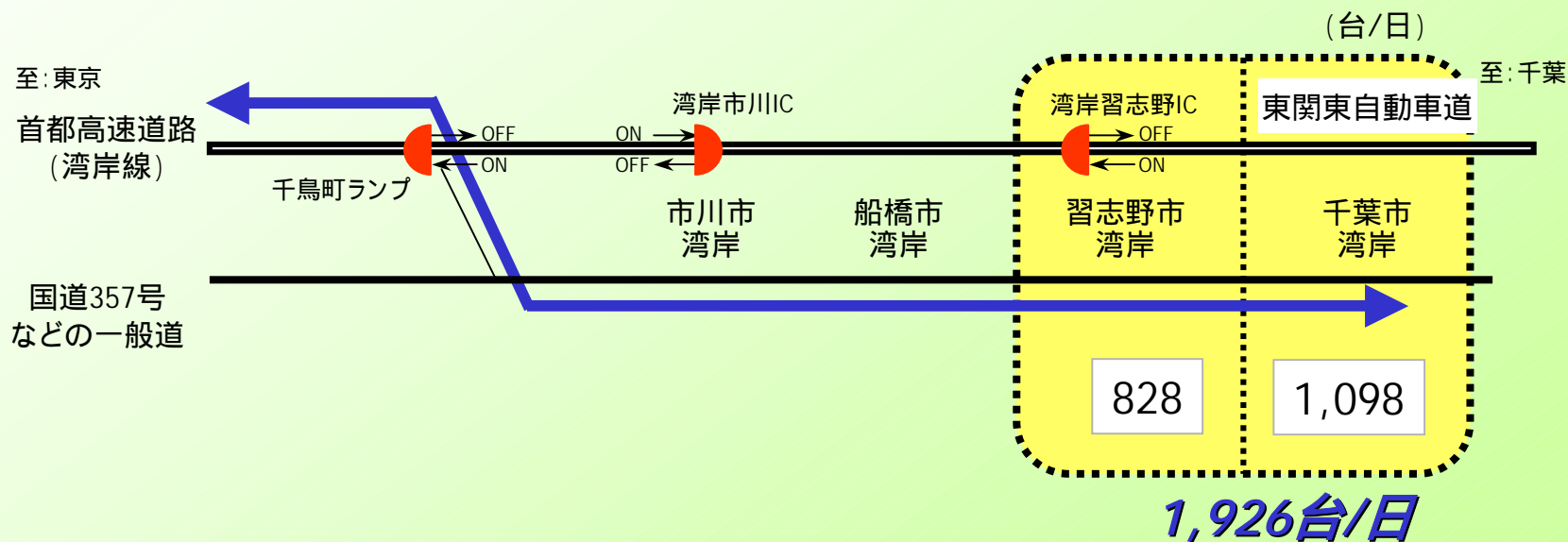
* 凡例

- 上段 全車交通量
- 下段 (大型車交通量)

* 平成11年度全国道路交通情勢調査 (国土交通省) 結果による。

1-4. 首都高速道路の利用実態

千鳥町ランプを利用する「習志野・千葉湾岸地域」発着の交通量は**約1,900台/日**。
市川・船橋湾岸地域を通過するこれらの交通の多くが、国道357号を利用している
ものと考えられる。

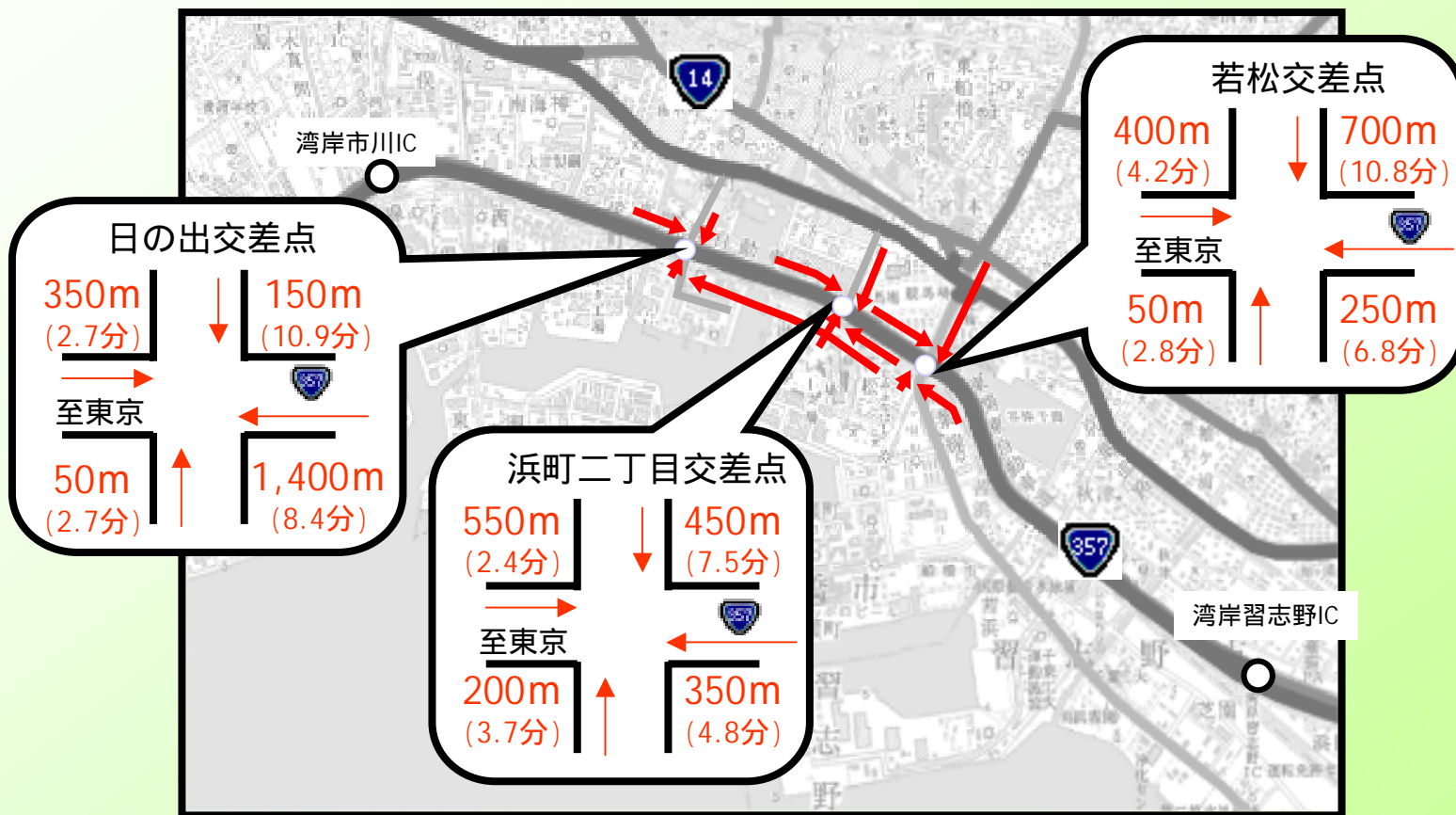


* 第25回首都高速道路交通起終点調査(平成14年1月)結果による。

2. 国道357号の抱える道路交通問題

2-1. 国道357号の交差点の渋滞

国道357号では、**最大1kmを超える渋滞が発生。**



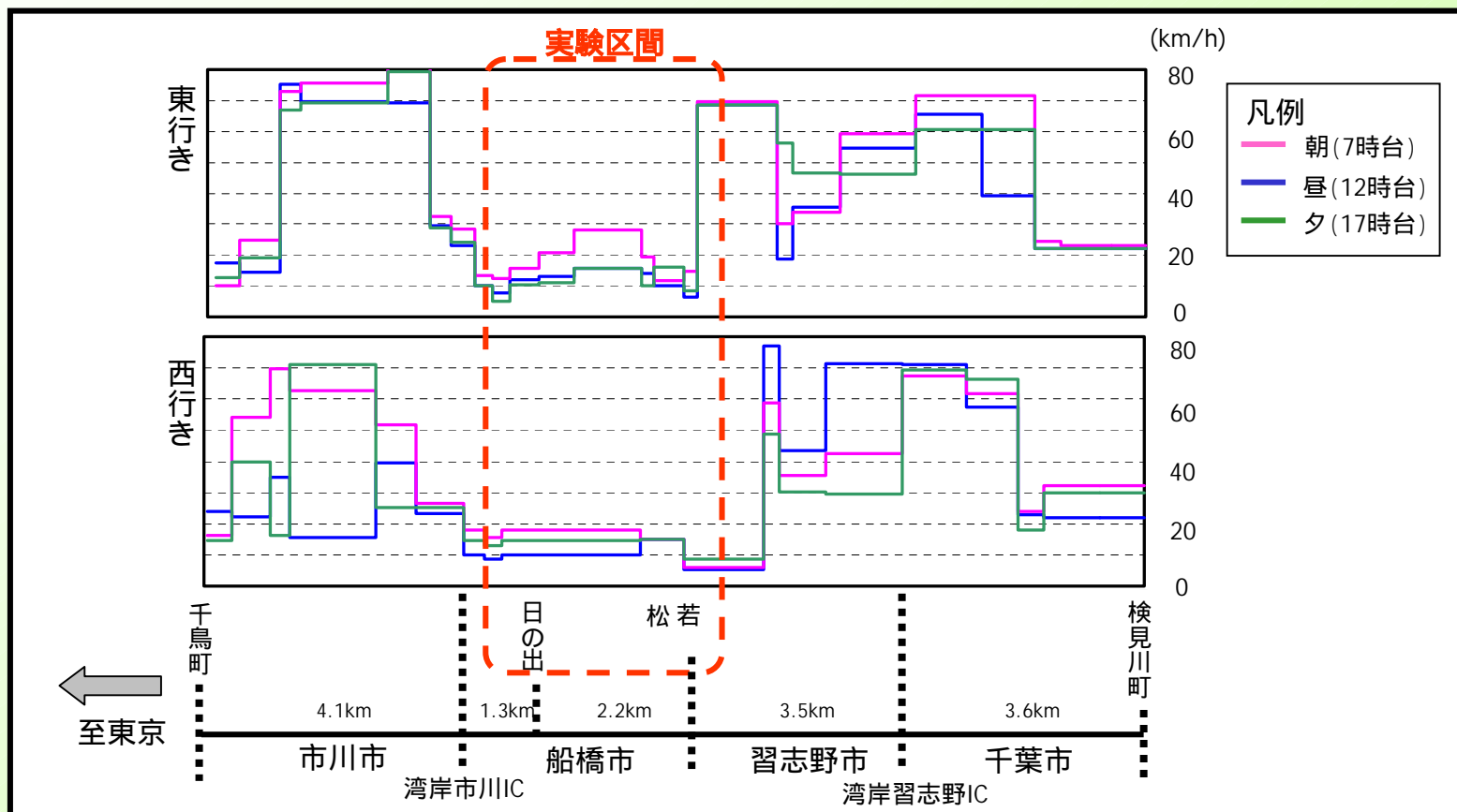
* 国土交通省資料(平成15年10月23日調査)による。

* 交差点図で上段の数値は最大渋滞長を表わす。下段の()内は最大通過時間を表す。

* この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平16総複、第292号)

2-2. 国道357号の旅行速度

若松・日の出交差点付近の旅行速度は、**終日約5km/h～20km/h程度**であり、他の区間に比べると速度サービス水準は低い。



* 国土交通省資料(平成15年2月調査)による。

* 旅行速度は平日の値。

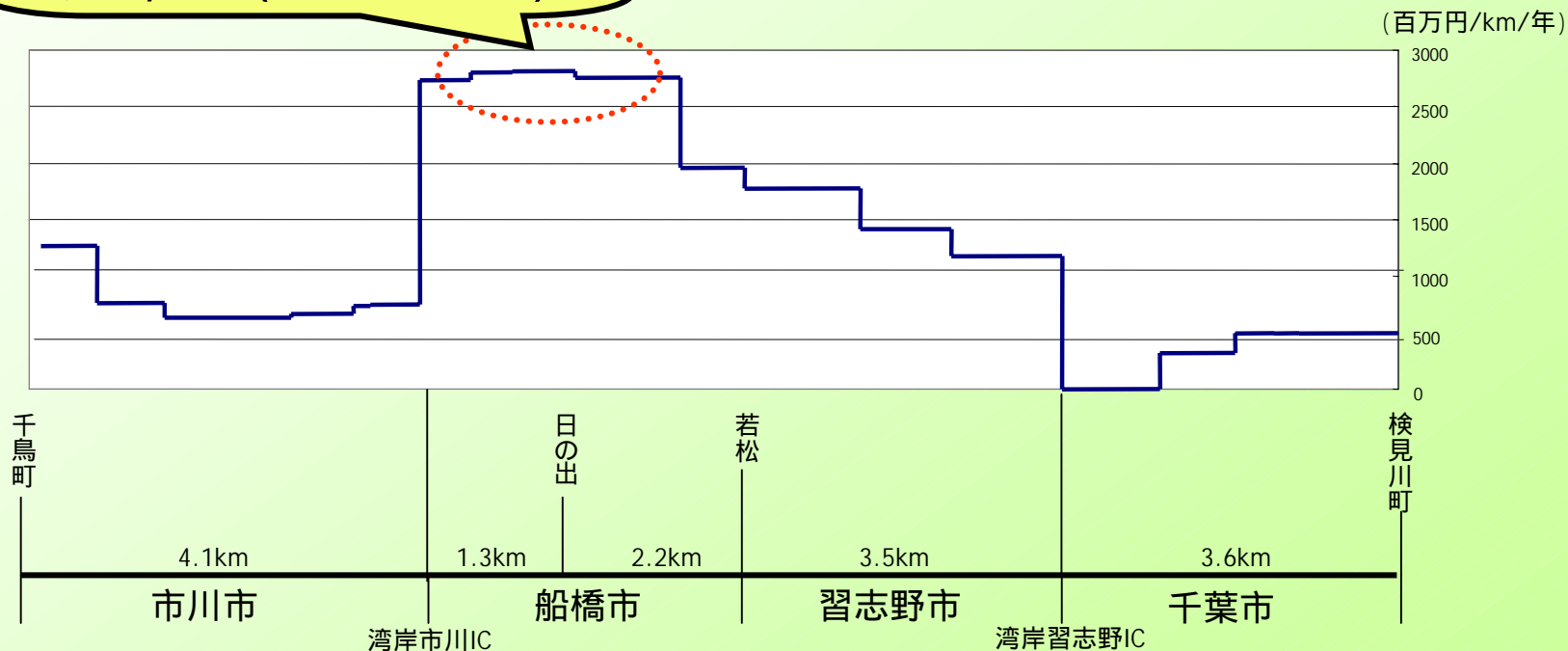
2-3. 国道357号の渋滞損失額

日の出交差点付近の**渋滞損失額(年間)**は、**千葉県平均の約20倍**、**全国平均と比べると約45倍**。

渋滞損失額
約2,800(百万円/km/年)

千葉県平均 128(百万円/km/年)

全国平均 62(百万円/km/年)



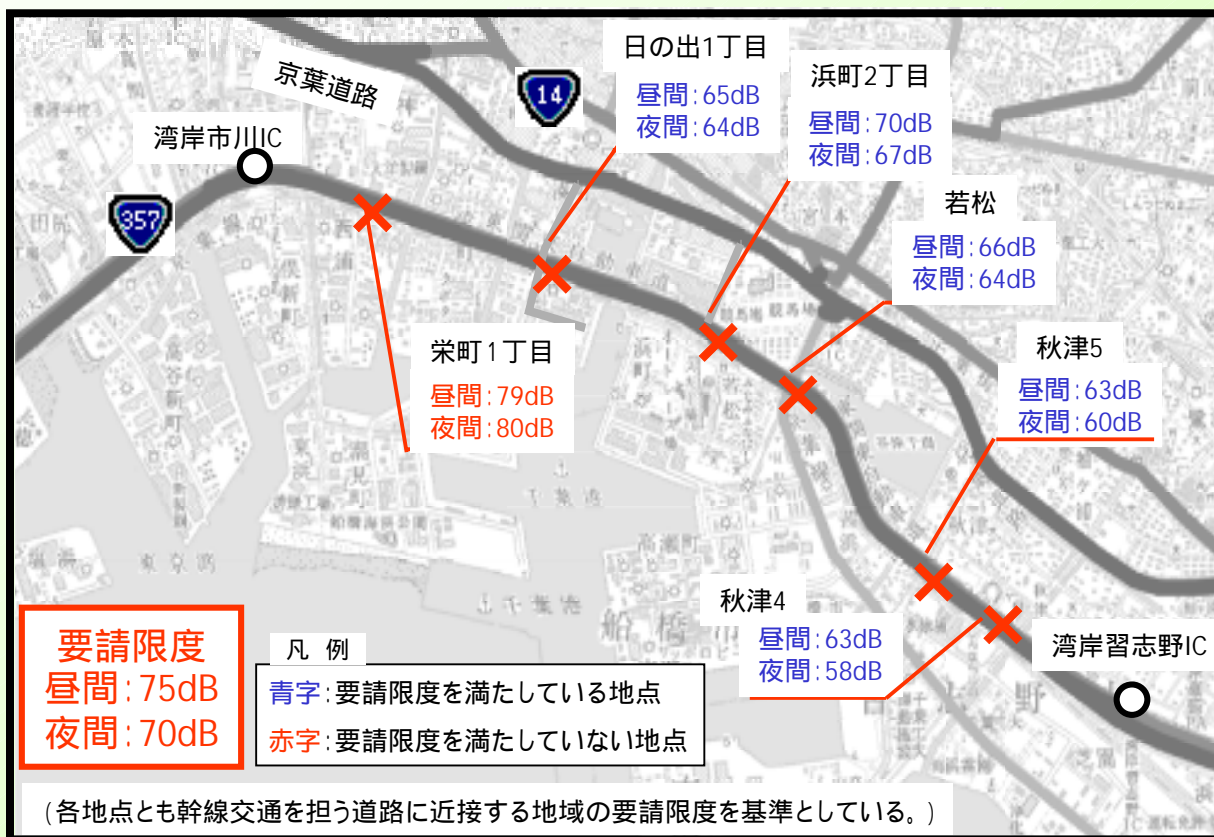
* 渋滞損失額 = (渋滞がある場合の所要時間 - 渋滞がない場合の所要時間) × 交通量 × 時間価値

* 時間価値とは、時間を金銭価値に換算したもの。

* 国土交通省資料(平成15年2月調査)を基に試算。

2-4. 国道357号の騒音の状況

国道357号沿道の騒音値は、最も高い箇所では約80db。



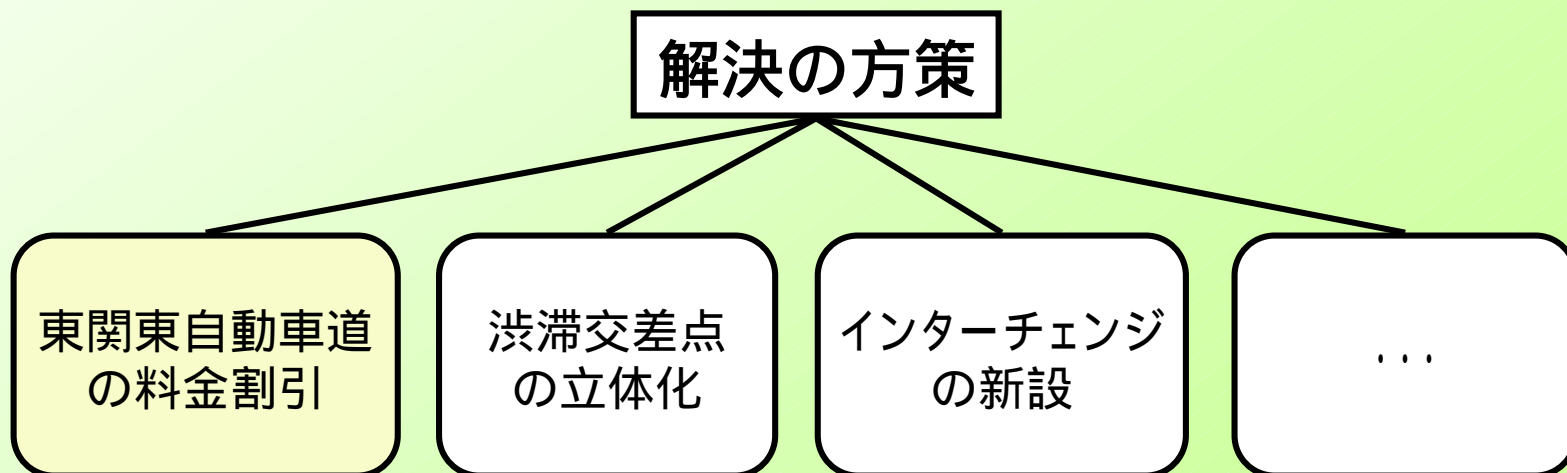
- * 要請限度とは、環境省令で定める騒音規制法に基づいた自動車騒音の限度で、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準である。
- * 平成15年度道路環境センサ騒音調査結果による。
- * この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平16総複、第292号)

3. 社会実験の目的と実施内容(案)

3-1. 実験地域の抱える課題と解決方策について

- 国道357号は交通負荷が大きく、その一因として並行する東関東自動車道の利用率が、首都高速道路に比べて低いことがあげられる。
- その結果、昼夜間に慢性的な渋滞が発生し、さらに、一部区間の騒音値が要請限度を超過している。
- 湾岸市川IC・湾岸習志野ICは全国平均と比べETC利用率が高く、利用者の動向を把握しやすい。

国道357号の渋滞緩和、沿道環境の改善等を図るためには、
並行する東関東自動車道への適切な需要転換が有効な解決方策の1つ。

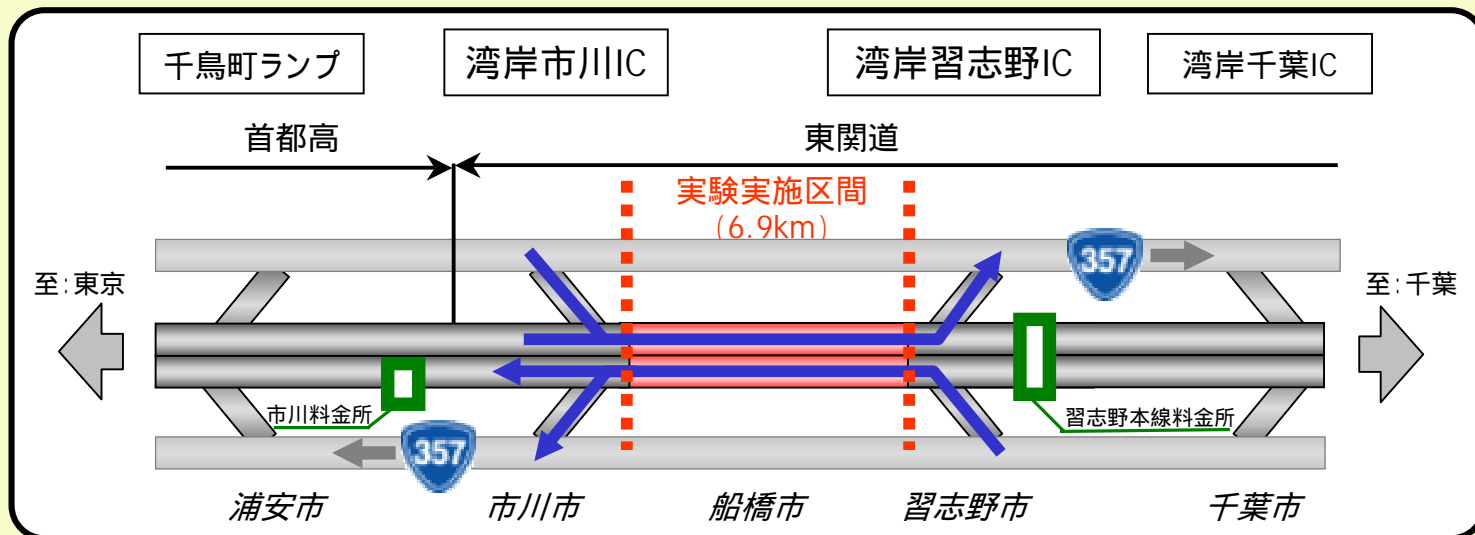


3-2. 社会実験の目的と実施内容(案)

弾力的な料金施策の有効性の検証。

実験内容案

- 対象区間 : 東関東自動車道 湾岸市川IC ~ 湾岸習志野IC間
- 対象車両 : ETC利用車(湾岸習志野ICを利用した車両)
- 割引率 : 約50%
- 実施期間 : 3ヶ月間(予定:平成16年11月 ~ 平成17年1月)
- 実施時間帯 : 24時間(終日)



3-3. 社会実験全体スケジュール(案)

	H16 7月	8月	9月	10月	11月	12月	H17 1月	2月	3月
社会実験					← →				
実験計画策定・準備	←—————→								
広報・告知				←—————→					
実験の実施 (実験の管理など)					← →				
効果計測 (実態調査)				←—————→					
効果分析 施策評価				←—————→					
委員会*			第1,2回 (予定)					第3回 (予定)	
作業部会*	準備会	第1回	第2回 (予定)			第3回 (予定)		第4回 (予定)	

* 委員会・作業部会は状況に応じて、適宜開催する。

湾岸習志野インターETC 料金割引社会実験

～ 湾岸習志野 IC！ETC 割引 3ヶ月5割7km ～

実施要領（案）

平成16年9月

国道357号社会実験推進協議会

第1条 適用範囲

本実施要領は、国道357号社会実験推進協議会が行う社会実験である「湾岸習志野インターETC料金割引社会実験」に適用する。

第2条 社会実験実施地域

社会実験の地域は、市川、船橋、習志野地区（東関東自動車道の湾岸市川IC～湾岸習志野IC間）

第3条 社会実験の概要

千葉縣市川、船橋、習志野地区の湾岸地域には、東関東自動車道と国道357号が並行して位置するものの、一般道路である国道357号の交通量は約64,000台/日、大型車混入率は40.4%と高く、交通が集中し朝夕の通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞（主要渋滞ポイント：3箇所）が発生しており、一部の地域では騒音測定結果が、昼・夜間とも環境基準を超えている状態にある。

こうした地域の状況を踏まえ、本社会実験は、東関東自動車道の料金割引施策によって、国道357号を利用する交通の一部を東関東自動車道に転換させ、国道357号の交通渋滞・沿道環境改善といった課題解決方法を検討するものである。

さらに、社会実験の結果について効果・影響などを分析し、施策の有効性・効率性の比較検討を行うものとする。

なお、社会実験の内容としては、実験区間を3箇月間約50%割引（ETC利用車）にして行うものである。

【実施内容】

1) 交通状況調査

断面交通量調査（転換交通量の把握）

- ・有料道路：東関東自動車道（湾岸市川IC、湾岸習志野IC、湾岸習志野TB）
首都高速道路湾岸線（千鳥町ランプ、市川TB）
京葉道路（篠崎IC、武石ICなど）

・一般道路：国道357号、国道14号、（主）船橋我孫子線、千葉船橋海浜線
旅行速度調査（渋滞緩和効果の把握）

- ・一般道路：国道357号、国道14号、その他主要地方道

渋滞長調査（渋滞緩和効果の把握）

- ・渋滞ポイント3箇所（若松、浜町2丁目（若松団地入口）、日の出）

2) 交通状況以外の調査

沿道環境調査

湾岸市川・習志野地区の主要路線において騒音調査を実施。

アンケート調査

実験参加者及び非参加者に対してアンケート調査を実施。

(利用目的、従来の利用路線、ETC セットアップ状況、改善要望点等)

市民生活への影響調査

自動車利用以外への日常生活への影響についてアンケート調査を実施し分析。

3) 利用促進策の実施

各種、広報・PR 活動を実施。

第4条 実験項目

1. 実験計画策定

・計画策定、協議会運営

2. 実験の準備

・機器、施設準備、案内板等製作

3. 広報・告知

・企画、ポスター・チラシ作成

4. 実験の実施

・実験中の運用・管理

5. 効果計測

・交通量調査、アンケート調査等

6. 効果分析・施策評価

・実験の効果分析(一般交通量調査・利用動向調査等) 報告書作成

第5条 実験スケジュール

	H16			H17			備考			
	7	8	9	10	11	12		1	2	3
社会実験					←-----→					
実験計画策定・準備	←-----→									
広報・告知				←-----→						
実験の実施					←-----→					
効果計測				←-----→						
効果分析・施策評価				←-----→						